

記入例
(裏面有り)

土地所有者が複数いる場合は、
全員の記名が必要です（別紙可）。

所有者の住所・氏名が登記事項証明書に表示される情報と異なる場合は、住民票の写しや売買契約書の写し等、履歴がわかるものを添付してください。

代理者連絡先

住所 世田谷区世田谷4-21-27

氏名 株式会社 ○○測量設計事務所

狭あい 次郎

電話番号 03 (5432) 2553

建築主

住所 世田谷区世田谷4-21-27

氏名 世田谷 太郎

電話番号 03 (5432) 2469

所有者等

住所 世田谷区世田谷4-21-27

氏名 世田谷 花子

電話番号 03 (6432) 7188

担当者：

メールアドレス：

名刺を持参されない場合は、協議のやり取りをする方の担当者名とメールアドレスを記載してください。

電話番号の記入必須。

窓口で確認した道路種別に丸を付ける。

狭あい道路拡幅整備事前協議書

申請地（後退用地、隅切り用地含む）の地番を記入。

1. 所在地	世田谷区 世田谷 4丁目 21番 27号		
2. 狭あい道路の種類	(1) 2項道路 (2) その他 (42条1項5号・43条2項2号)		
3. 後退用地	(1) 有 (2) 無	4. 隅切り用地	(1) 有 (2) 無
5. 協議内容	道路管理課で確認してください		
協議に伴う行為の種類	(1) 建築確認申請 (2) 指定確認検査機関への書類提出 (3) 建築計画通知 (4) その他 ()		
整備及び管理の方法	(1) 無償使用を承諾し、区が整備し、及び管理する (2) 寄附し、区が整備し、及び管理する (3) 整備等を承諾し、区が整備し、及び管理する (4) 建築主等が自ら整備し、及び管理する (5) その他		

道路位置のみ確認したい場合は、
(4) その他 に丸を記入し、
目的を()内に記入（後退位置の確認）

民間指定確認検査機関へ確認申請を提出する場合は(2)

(1)～(4)の場合は外構時期を記入

令和5年8月

6. 整備工事のために必要な移設工事等	擁壁の移設工事（建築物の建築に伴うものを除く。）			高低差0.5メートル以上1メートル未満	m
(1) 無	(2) 有	寄附の場合、後退部分の境界確定（民・官民）、分筆、抵当権の抹消等が必要です。			m
		建築を伴う場合（樹木の移植工事は除く）や敷地の調査のみの場合は			m
		(1) 無 に丸を付ける。			箇所
		樹木の移植工事（幹回り30センチメートル以上かつ樹高3メートル以上かつ樹冠幅3メートル以上かつ樹高3メートル未満）			箇所

協議に伴う行為の種類が(4)その他の場合は、
(5)その他に丸をつける。

添付漏れがあると、受付できません。

有効宅地の求積を添付してください。

・申請時において3ヶ月以内（最新）のもの。
・所有者等欄に記載の住所と登記に表示される住所が異なる場合は、住民票の写しや売買契約書の写し等、履歴が分かるものを添付してください。

- ☐ 狭あい道路及び狭あい道路に接する敷地の状況図（2部）
- ☐ 狭あい道路及び敷地の横断面図（2部）
- ☐ 敷地の求積図（2部）
- ☐ 敷地の公図及び登記事項証明書
- ☐ 整備計画書（第1号の2様式）（建築主等が自ら整備し、及び管理する場合に限る。）

事前協議書に関する注意事項

(1) 適用除外について

次の場合、事前協議書の提出は不要です。各法令、条例等に基づき、建築主の方は整備を行い、区に寄附等をしていただくことになります。詳しくは、担当部署にお問い合わせください。

①	都市計画法第29条に規定する <u>開発行為</u> を行う場合。	市街地整備課
②	土地区画整理法に基づき <u>土地区画整理事業</u> を施行する場合。	
③	世田谷区建築物の建築に係る <u>住環境の整備に関する条例</u> が適用される場合。 ※後退位置の確認については事前協議を行います。区による拡幅整備工事を行うことはできません。	各総合支所街づくり課
④	租税特別措置法に基づき <u>優良宅地の認定</u> を受ける場合。	建築調整課
⑤	<u>建築基準法第43条第2項第2号道路</u> で <u>拡幅整備を区に依頼しない場合</u>	

(2) 道路の後退方法の図面上の記入について（例）

実際の道路の扱いについては、事前に窓口でご確認ください。

①	現況中心振分	現況幅員（L形間など）の中心から2mずつの振分。 （「現況道路中心線」「後退線」を記入。）
②	確定中心振分	官民境界確定幅員の中心からの2mずつの振分。 （「確定道路中心線」「後退線」を記入。）
③	一方後退	道路反対側が後退整備済等で、そこから4m後退。 （「道路中心線（対面区域変更済から2m）」「後退済（区域変更済）」「後退線」を記入。）

(3) 事前協議書に変更が必要な場合

次のような場合は事前協議が終わっていても、協議の変更手続きが必要となります。

(1) 建築主・所有者が変更になった場合

（例）売買に伴う所有者の変更があったとき。

(2) 整備及び管理の方法を変更する場合。

（例）有効宅地算出のための協議から確認申請を伴う協議に変更するとき。

(3) 協議済みの敷地を分割した場合（※）

（※）分割した場合、協議の変更が行えるのは一つの敷地のみで残りの敷地は新規での協議が必要です。

所要時間については、変更の場合も新規での協議の場合も同じく約30日間です。

上記いずれの場合も変更ができるのは、協議済通知書の原本を引き継げる場合に限ります。

- ・変更申出書は正・副2部必要です。
- ・変更する内容に応じて土地登記事項証明書や図面等が必要になります。
- ・書類に不備があると受付できません。不明な点については、予め窓口や電話にてご確認ください。

お願い

事前協議書は、建築確認申請等の30日前までに、忘れずに提出してください！

